

# 自治労通信

## インフレに怒りを結集

### 74春闘本格的始動へ

1・26 中央集會に五万人

【東京12日電】全日本自治団体労働組合（自治労）は、12日、東京市千代田区千代田の千代田会館で、第74回中央集會を開き、春闘本格的始動への決意を表明した。出席者は、約5万人に達した。集會は、午後7時から始まり、約1時間続いた。自治労の幹部は、インフレに怒りを結集し、春闘を本格的に始動する決意を表明した。また、労働者の生活向上と賃上げを要求し、政府に対して厳正な姿勢を示すことを誓った。

自治労の幹部は、インフレに怒りを結集し、春闘を本格的に始動する決意を表明した。また、労働者の生活向上と賃上げを要求し、政府に対して厳正な姿勢を示すことを誓った。



# 物価高騰と たたかろう

## 春闘共闘 物価非常事態を宣言

【東京12日電】全日本自治団体労働組合（自治労）は、12日、東京市千代田区千代田の千代田会館で、第74回中央集會を開き、春闘本格的始動への決意を表明した。出席者は、約5万人に達した。集會は、午後7時から始まり、約1時間続いた。自治労の幹部は、インフレに怒りを結集し、春闘を本格的に始動する決意を表明した。また、労働者の生活向上と賃上げを要求し、政府に対して厳正な姿勢を示すことを誓った。

自治労の幹部は、インフレに怒りを結集し、春闘を本格的に始動する決意を表明した。また、労働者の生活向上と賃上げを要求し、政府に対して厳正な姿勢を示すことを誓った。

### 3・26スト インフレに怒り爆発

### 一四〇万人が決起

自治労 六七万人が敢然と闘う

【東京26日電】全日本自治団体労働組合（自治労）は、26日、東京市千代田区千代田の千代田会館で、第74回中央集會を開き、春闘本格的始動への決意を表明した。出席者は、約5万人に達した。集會は、午後7時から始まり、約1時間続いた。自治労の幹部は、インフレに怒りを結集し、春闘を本格的に始動する決意を表明した。また、労働者の生活向上と賃上げを要求し、政府に対して厳正な姿勢を示すことを誓った。



## 春闘勝利するぞ

3・31集會、全国で120万人が決起



### インフレ政策に怒り 春闘決戦へ決意

【東京31日電】全日本自治団体労働組合（自治労）は、31日、東京市千代田区千代田の千代田会館で、第74回中央集會を開き、春闘本格的始動への決意を表明した。出席者は、約5万人に達した。集會は、午後7時から始まり、約1時間続いた。自治労の幹部は、インフレに怒りを結集し、春闘を本格的に始動する決意を表明した。また、労働者の生活向上と賃上げを要求し、政府に対して厳正な姿勢を示すことを誓った。

### 生活破壊の物価高騰に 公共料金は全て国会決議に

【東京12日電】全日本自治団体労働組合（自治労）は、12日、東京市千代田区千代田の千代田会館で、第74回中央集會を開き、春闘本格的始動への決意を表明した。出席者は、約5万人に達した。集會は、午後7時から始まり、約1時間続いた。自治労の幹部は、インフレに怒りを結集し、春闘を本格的に始動する決意を表明した。また、労働者の生活向上と賃上げを要求し、政府に対して厳正な姿勢を示すことを誓った。



2023  
**春**  
No.810

## CONTENTS

### 3 巻頭特別インタビュー

#### 生活の中の出来事を的確に書ければ そこから小説が生まれる

小説家 佐川 光晴 さん(自治労文芸賞 審査員)

## 特集 物価高騰とたたかう

### 4 寄稿

#### 外生要因は必ず内生化される

同志社大学大学院 ビジネス研究科 教授 浜 矩子 さん

### 7 インタビュー①

#### 物価高騰の不安と賃上げ期待が高まる 今こそ労働組合の出番です

FPハーベスト 代表(お金と心の豊かさづくり研究所)  
ファイナンシャルプランナー(CFP 認定者) 瀬戸家 みのり さん

### 8 インタビュー②

#### 生活困窮者を追い詰める物価高騰 ～沖縄の自立支援相談の現場から～

公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会  
パーソナルサポートセンター 統括責任者 名嘉 泰 さん

### 9 特別寄稿

#### 次は狭山事件の再審開始だ

ルポライター 鎌田 慧 さん

### 12 新連載 知っていそうで知らない 国会の仕組み①

#### 「数の論理」はどこまで?

～国権の最高機関は先例やしきたりで動く～

### 14 世界をつなぐ④

#### ウクライナ人道危機から1年 平和構築へとつながる人道支援

一般社団法人 ピースボート災害支援センター(PBV)  
理事・プログラムオフィサー・臨床心理士 小林 深吾 さん

### 16 流体碩学(38)

#### 冷笑と常温

詩人・社会学者 水無田 気流 さん

### 18 憲法をどう使うか? (第28回)

#### 労働関係における 差別禁止法の意義

東京都立大学 法学部 教授 木村 草太 さん

### 20 困ったときの法律相談 ⑤④

#### 2023統一自治体選挙

——地方公務員の選挙運動への制限  
自治労顧問弁護士 小川 正

### 22 Book review / 編集部発

### 23 おもしろ? キーワード / 編集後記



写真: World Central Kitchen



写真: Notorious Learning Projects

# 生活の中の出来事を 的確に書ければ そこから小説が生まれる



小説家  
佐川 光晴さん  
(自治労文芸賞 審査員)

## 少年時代はサッカーのエース 破天荒な学生生活から屠場労働者へ

1965年に東京生まれ、神奈川の茅ヶ崎市で育ちました。5人兄弟姉妹の第一子です。父は付録の教材で有名な出版社「学研」に勤めていましたが、組合結成に関わったことで会社から左遷されたり暴行を受けたりしたためにうつ病となり、長く休職しました。だから家計は苦しかったです。子ども時代の私は中学校ではサッカー部に入り、高校でもミッドフィルダーを務めました。

大学は北海道大学の法学部です。学生自治で管理運営している<sup>ひいてき</sup>恵迪寮に住み、自治会委員長として大学とやりあったりもしました。学生運動と聞くと怖いイメージがあると思いますが、北大では政治党派の人たちもさほど暴力的でなく、牧歌的な雰囲気だったと思います。

1987年から1年間休学し、南米に「遊学」しました。現地でビジネスを成功させた日本人の事業家が行っている「往復チケットと月400ドルをやるから好きなことをやれ」という奨学金をもらえたのです。帰国して、現在の妻となる鈴木乃里子と出会います。彼女は埼玉大学の演劇研究会を母体とする「劇団どくんご」の役者をしていて、テント芝居での全国縦断公演の準備のために恵迪寮を訪れたことで知り合いました。卒業と同時に結婚し、私は再び首都圏で生活することになりました。

南米に関わったことでできた人脈をつてに、ラテンアメリカの本を多く扱っている東京の出版社に就職します。ところが、代表や編集長とけんかしてしまい退社することに。1990年、職安で紹介された大宮食肉荷受株式会社で屠畜解体の仕事に就きます。私は学生のころ沖縄の与那国島の農家に住みこんでサトウキビ刈りのアルバイトをした経験もあり、体を使う仕事は向いているという自覚を持っていました。

そのころ、妻は埼玉県の教員になりました。長男の誕生を機に、一人娘である妻の実家に移り、私の方が早く帰宅できるため、育児や家事は専ら私が引き受けました。今でも自分は作家だと思っていなくて、「鈴木ケンゾウ(義父・故人)さんちのノリちゃんのだんなさん」という感じです。

## 「書いてみたら書けた」小説 自分に枠をはめずに伸び伸びと

私は小説家を目指していたわけではありません。それどころか、ずっと屠畜場で働くつもりでいたため、

成長した息子が「どうしてお父さんはあの仕事をしているんだろう?」と疑問に思うときに備えて、基本的にナイフ一本で牛を解体してゆく、激しくも快活な仕事の様子を書いておこうと思ったのがデビュー作「生活の設計」に取り組んだ理由です。2000年秋に新潮新人賞を受賞し、二足の草鞋は履けぬと考へて、翌年春に退社しました。この頃には、勤務して10年目で腕も上がっていたので、後輩たちに「早く小説で食えなくなって戻ってきてください」と激励されました。実際、だめだったら戻ろうとも思っていました。

その後、書いた作品が連続で芥川賞の候補になります。でも受賞には至りません。そこで、それまで「北大のことと屠畜のことは書かない。同年代の人間の苦悩を小説に書こう」と縛りを設けていたのをやめました。少年を主人公にした「ぼくたちは大人になる」「おれのおばさん」、屠畜の職場を書いた「牛を屠る」はそうして生まれました。

書く材料は、子育てしながら見聞きした話などです。特殊なことを特殊な言語で書く必要はありません。誰の身にも起こることを的確な文章で書ければ、人に感動を与えることができます。「駒音高く」という作品は、下の子(次男)が将棋をやっている、付きあっているうちに小説が書ける材料がたまりました。最新作「猫にならって」は、この家の床下で野良猫が子猫を産んでしまっただけで飼うことになった実体験をもとにしています。生まれた子猫4匹のうち1匹が事故で亡くなり、3匹は今も一緒に暮らしています。



最新作「猫にならって」  
実業之日本社

よい文章とは何かというと、その次の文章が生まれてくる文章です。それが物語になります。そして小説が展開する要素は、自分が書いた文章の中にしかありません。よい書き手であるためには、よい読み手でもないといけません。小説を書くためには、自分が書いた文章をきちんと読む、書きながら読むこと。これが一番大切です。

自治労文芸は楽しい場ですね。私は北海道新聞と埼玉県吉川市の文芸賞の審査員もしていますが、自治労文芸の応募者は、相当熱を入れて書いているという印象を持ちました。これからも、がんばって書いてほしいと思います。

(インタビュー：2023年1月20日・埼玉県志木市のご自宅にて)

# 物価高騰とたたかろう

「同時インフレ」が世界を覆っている。そして、そのことを機に、賃金引き上げの必要性が社会的に認知されつつあるように見える。しかし日本は、グローバルな流れの例外に位置すると筆者は指摘する。そして、日銀の「異次元金融緩和」への固執は、一層の困窮を国民にもたらす「政策災害」にほかならないと言う。

寄稿

## 外生要因は必ず内生化する

はまのりこ  
浜 矩子 さん

Profile

1952年生まれ。一橋大学経済学部卒。三菱総研英国駐在員事務所所長などを経て2002年より同志社大学大学院ビジネス研究科教授。専攻はマクロ経済分析、国際経済学。著書に「愛の賛歌としての経済学」（かもがわ出版）、「人はなぜ税を払うのか」（東洋経済新報社）、「人が働くのはお金のためか」（青春出版社）など。



「物価上昇と賃金引き上げをテーマとした特集の中の総論的な位置づけの論稿」を寄稿するように、というお題をいただいた。誠に光栄だが、なかなかの難題だ。

### 謎解きのためのキーワード集

今、総論的な観点から物価と賃金の問題を論じようとすれば、何が焦点になるのか。物価と賃金の現状との関わりで、謎解きの鍵を握るキーワードは何なのか。頭に浮かぶままに、列記してみたら、ひとまず、次のようになった。

戦争・感染症・供給・需要・金融・財政・為替相場・国際収支・労働生産性・分配率・資本・労働・経営・人件費・生活費。

この連想ゲーム的リストが意味するところは何だろう。これが筆者に語りかけてくることは何か。

まず、最初の二つ、すなわち、戦争と感染症はいずれも経済外的要因だ。だが、

今この時、総論的観点から物価と賃金を考え、語るにあたっては、これらのテーマに目を向けられないわけにはいかない。長き不在の後に、突如としてインフレが地球的現象として再来したことについては、これらの要因による衝撃が果たした役割が大きい。その他の項目は、いずれも優れて経済的的要因だ。物価や賃金を語るのであれば、おのずと、これらの指標の動向に注目することになる。

こう考えてくれば、今、総論的に物価と賃金を考えていくにあたって、たどるべき筋道が少し見えてくる。たどるべき筋道は、筆者のリストの経済外的二要因が、その他お馴染みの経済内的要因に波及した経路だ。あるいは、波及していないとすれば、そこにどのような力学が働いているのかを解明する筋道だ。これらの脈絡分析を通じて、総論性ある物価・賃金考察ができそうな気がしてきた。考え進んでみることにする。



## 戦争の衝撃の波及経路

戦争は、ロシアがウクライナに仕掛けた戦争である。この暴挙は、さまざまな経路を通じて地球的な物価上昇をもたらした。ウクライナは大穀倉地帯だ。この穀倉地帯がロシアによる爆撃にさらされたことで、多くの穀物の収穫ができなくなった。収穫はできても、道路や港の損傷で出荷と輸送に支障が生じたケースもある。これらのことが、小麦をはじめとする様々な食材の国際相場の高騰を招いた。原材料の価格急騰が、加工食品の販売価格にも波及した。つまり、戦争という経済的要因が経済内の要因としての供給制約をもたらし、世界的なインフレに着火したのである。

ロシアのウクライナ侵略で変動が生じたのは、食料供給事情だけではない。地球的なエネルギー事情もまた、この戦争によって打撃を受けた。ウクライナが大穀倉地帯であれば、ロシアは大エネルギー供給国だ。原油・天然ガス・石炭。これらのエネルギー資源について、多くの国々がロシアの供給に依存している。そのような位置づけにある国が戦争に打って出れば、世界的なエネルギー供給にどのような制約が発生するかわからない。この恐怖心がエネルギー価格の一般的な高騰を招いた。現に、ロシアは「非友好国」に対する原油や天然ガスの供給を減らすことをほめ

かした。資源購入のルーブル決済に応じなければ、供給を停止するという脅しをかけたりにしている。日欧米による経済制裁の一環として、原油の対口輸入禁止措置が講じられたことも、むしろ、供給制約につながった。かくして、戦争という経済的要因は、国々のエネルギー調達コストと、人々の生活コストの高騰をもたらした。経済内の要因に転化していった。

食料にせよ、エネルギーにせよ、その輸入価格の上昇は、国々の貿易収支を悪化させる。貿易収支が悪化すれば、その度合いに応じて、国々の通貨の価値は低下する。自国通貨の価値が低下した国々においては、そのことが輸入価格の上昇に拍車をかける。そもそも資源調達コストの上昇に自国通貨安の効果があいまって、物価上昇がさらに加速する。

## 感染症の衝撃の波及経路

新型コロナウイルスの大感染という経済的要因も、さまざまな経路を通じて経済内の要因化してきた。まずは、感染拡大回避のための行動制約が、経済活動の規模を世界中で大縮減させた。経済的要因が

経済内の動きを麻痺させたのである。人々が生産現場に行けなければ、生産は減る。人々が物を運べなければ、物流は滞る。さまざまな物資について、世界中でサプライチェーンが乱れた。そのことが、物価を押し上げた。

物価が上がる一方で、職場を奪われた人々の賃金収入は激落あるいはゼロ化した。特にリモートワークへの転換が利かない対面労働者が打撃を受けた。その多くがいわゆるエッセンシャルワーカーだったという悲劇が起こった。かたや、在宅勤務で時間にゆとりができた人々が、ショッピングに出かけられない分、消費から投資に資金を回して、金融資産を増やすというような奇怪な現象も広がった。

経済活動が空白化したために、その穴を埋めるべく、政策が動いた。とくに財政が多額の国々でほぼ無制限の大出動に乗り出した。企業に対しても、家計に対しても、幅広く資金援助が展開されたのである。このことは、パンデミックの最中の経済的空白を埋めるためには、さしたる効果を発揮したとは言えない。そもそも、人がカネを使う場に出て行けず、企業も思うような活動レベルを実現できないのであるから、これは当然だった。自己防衛のための資金保蔵心理も働いた。こうして、多くの資金が企業と家計の手に滞留したのである。

だが、この滞留資金は、感染拡大による当初の緊迫感が薄れて行動制限も緩和され始めると、多くの国々で抑制されていた需要の反動増をもたらした。この展開に着目して、長らく大緩和下に置かれてきた金融政策が、これまた多くの国々において引き締めの方へと軌道修正され始めることになった。

ここまで来ると、経済的要因がもたらしたインフレ圧力は、次第にかつ着実に経済活動の中に内生化されていく。新たに発生した需要がもたらす所得増を巡って、資本と労働の分配率の取り合いが始まる。その過程では、労働生産性の動向が問われ、企業のコストとしての人件費と、家計の生活費の基盤としての賃金が綱引きを始める。

以上のような展開は、ウクライナ情勢の影響にせよ、コロナ・パンデミックの影響にせよ、大なり小なり、多くの国々に共通していた。現状において、国々の物価と賃金の状況は、もはや、経済的要因による一過性の状況だとは言えなくなっている。そう考えていざいだろう。経済的要因がもたらしたコストプッシュ効果は、すでに流通の下流段階にむかって玉突き的に価格上昇をもたらしている。そのことに伴う生活費の上昇が、人々をしてより高い賃金水準を要求させるようになっていく。徐々に労働者たちが賃上げ要求を展開するようになっていく。組織労働の存在感も、徐々に高まっている。労働組合の組織率も高まる傾向にある。経済的要因の衝撃によって、経済内の状況の局面が変わった。今のグローバル経済は、そういうところに到達し始めたように見える。

## 政策災害に泣く日本経済

ただ、ここに大いなる例外が一つある。

それが日本のケースだ。外生的制約によって物価が上がり始めるところまでは、日本も欧米諸国とおおむね同様だ。だが、そこから先が違い過ぎる。上述の通り、欧米をはじめとする多くの国々において、金融政策は長らく続けてきた低金利と量的緩和を収束させる方向に向かっている。利上げがグローバルな潮流になっているのである。

だが、日本は違う。世界の利上げ基調の中で、日本は頑として異次元緩和を続行している。この4月から日本銀行の新総裁に就任する植田和男氏も、この方針を転換するとは言っていない。むしろ、現状維持でいくのだと強調している。このような具合であるから、日本と世界との金利差が開き、そのことが、日本円の為替相場を円安の方向に引っ張っていく。一時のようなつるべ落としの円安進行には、ひとまず歯止めがかかっている。だが、一触即発の状態は続いている。

なぜ、日銀は政策を軌道修正しないのか。物価上昇は一過性で、やがて収まるというのが彼らの主張だ。物価上昇が賃金上昇に伝播しなければ、金融緩和は止められないとも言っている。植田総裁は、2024年には消費者物価上昇率が再び目標値の2%を下回るという見通しを示した。

筆者は、以上の日銀見解のすべてに疑問がある。生活物資の価格上昇はすでに幅広く進行している。資源・エネルギー価格の上昇だけが全般物価の水準を押し上げているわけではない。物価が上昇し

ているのに、賃金が上がらないのは、確かに大問題だ。だが、日銀の異次元緩和は、そもそも、賃金上昇率を目標値に掲げてはいなかった。物価上昇率が2%を上回りそうな気配が出てきた時に、初めて賃金の話を持ち出した。来年になれば、物価上昇率が2%を下回るから問題はない、という植田氏の言い方は無神経だ。確かに、2024年の消費者物価上昇率は2%を下回るかもしれない。だが、それは前年水準が大きく上がっているからだ。消費者物価上昇率がマイナスにならないければ、人々がすっかり高くなった物価水準にさいなまれることに変わりはない。

日銀が異次元緩和を止めようとしえない理由は何か。それは、端的に言うて財政ファイナンスだ。異次元緩和を止めるということは、日銀が国債の大量購入を止めることを意味する。すると、日本国債の利回りは上がる。その結果、日本政府の債務返済負担は急激に膨らむ。日本の財政の事実上の破綻状態が顕在化してしまう。だから、日銀は政策変更ができない。この状態が続けば、内外金利差は拡大し、円安が進み、それに伴う輸入インフレが物価上昇を加速させる。この状態で、なおも日本の賃金が上昇しなければ、日本の家計は目もあてられない状況に追い込まれることになる。これは一種の政策災害だ。経済実態に応じて機動的に動かない金融政策が、人々を窮地に追い込んでいく。

そもそも、日本の賃金が一向に上昇しないこと事態が、政策災害だと筆者は思う。さかのぼれば、1985年のプラザ合意への政策対応にたどり着く。プラザ合意が急激な円高とそれに伴う大不況をもたらしすことは、何としても回避しなければならぬ。この政策感覚が金融大緩和につながり、そのことが日本経済のバブル化を招いた。バブルは崩壊し、日本経済は深く長いデフレの谷に転落した。その中で、日本企業の賃上げ力はどんどん蝕まれていった。この展開が基本的な背景だ。

だが、2012年の安倍政権誕生とともに、日本の賃金低迷の政策災害性はさらに強まった。筆者はそう確信する。就任早々、故安倍元首相は、「日本を世界で一番企業が活躍しやすい国にする」と宣言した。そのことの含意は、日本を人件費コストが低い国にするというものだった。この発想が「柔軟で多様な」働き方を可能にするという旗印の下での「働き方改革」につながった。そのことに伴って、日本の雇用形態は非正規雇用者やフリーランス就労者が急増する方向に向かった。

故安倍氏は「日本の稼ぐ力を取り戻す」とも宣言した。そのために、日本企業は収益率を総資本利益率ベースで8%まで上げるべし。そうやって企業の尻を叩き、圧力をかけた。追い詰められた日本企業は、最も操作性の高い人件費の削減にひた走るようになった。その帰結が今日の

実態だ。そのように思う。

この点は、これからの展開との関わりでも気がかりだ。企業の仕入れコストは、戦争と感染症に端を発した状況の中で、大きく上昇してきた。何しろ、企業物価が9〜10%の大上昇を遂げる局面が現出してきたのである。それを吸収して販売価格の抑え込みをはかろうとすれば、人件費を抑制するほかに手立てはない。かくして、物価高の進行が一段の賃金抑制をもたらすことになりかねない。

こうしてみれば、筆者が総論的な物価・賃金考察との関係でリストアップしたキーワード集の中に、政策災害という言葉をつけ加えるべきだったという思いが募る。政策が対応を誤ると、それは戦争やパンデミックにも匹敵する痛みを人々に強いる。そのことを今、日本で我々は目のあたりにしている。そう思えてならない。

なぜ、日本の経済政策はかくも対応を誤ってきたのか。それは、経済政策が政治の野望実現のための手段として使われてきたからだ。とくに安倍政権下において、この構図ができ上がってしまった。強くて大きな国家の強くて大きな経済基盤を作る。安倍氏のこの野望が経済運営を振り回した。下心政治が経済政策を手段化すると、こういうことになる。大きな経済外的衝撃に見舞われた今、このことがあまりにも明らかになった。総論的観点に立つのであれば、政策災害要因を見落とすわけにはいかない。



# 生活困窮者を追い詰める物価高騰

## ～ 沖縄の自立支援相談の現場から ～



公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会  
パーソナルサポートセンター統括責任者  
名嘉 泰さん

沖縄県労働者福祉基金協会（沖縄県労協）は、生活困窮者自立支援制度に基づき自立支援業務に精力的に取り組んでいる。生活困窮者が直面する困難な状況について、沖縄県労協のパーソナルサポートセンター統括責任者を務める名嘉泰さんに聞いた。

—— 沖縄県労協の事業の概要から教えてください。

名嘉 働く人・働きたい人の相談支援、就労支援として幅広く事業を運営しています。2014年に始まった生活困窮者自立支援制度のもとで、県内町村部、那覇市、沖縄市をはじめとして、自立相談支援、一時生活支援、自立支援金などの事業を受託しています。職員数188人のうち、約80人が自立支援に関わる業務についています。

また、生活困窮者支援以外に、女性就業・労働相談センター、お仕事応援センター（就労困難者支援）、ファミリーサポートセンター（仕事と子育ての両立支援）等にも取り組んでいます。

—— コロナ禍の打撃に加え、この間の物価上昇のインパクトは、支援の現場から見ていかがでしょう。

名嘉 自立支援制度が知られるようになって、相談件数は増え始めました。3年前に始まったコロナ禍では「特例同居確保給付金」「特例社協貸付」「自立支援金」が拡充・新設され、相談件数も

激増。2020年がピークでした。沖縄県町村部では年間6000件、那覇市はもっと多かったです。沖縄は観光が主要産業なので、大打撃を受けました。

22年度は、過去2年間と比べれば相談件数自体は落ち着いてきましたが、さまざまな支援を使い果たしてもなお、状況が好転しない相談者、世帯が取り残された形になっています。そして、各種の支援金の給付や貸付けが終了し、貸付金の返済が早い人は22年1月から始まっています。問題はこれから深刻化するのではないのでしょうか。沖縄の場合、県民所得は全国最下位です。また離島なので運送費がかかるため、日用品は本土より高いくらいです。相談を聞いていると、



生活相談の内容は深刻さを増している

ギリギリ持ちこたえていた生活に物価の上昇が追い打ちとなり、経済的に苦しくなることで家族間の関係が悪くなる事例が頻発しています。

—— 自立支援相談の制度見直しの課題を、どうお考えでしょう。

名嘉 自立支援は、生活保護を利用する前に「仕事に就いて自立するか生活保護を利用するか、選んでください」という制度の建て付けです。制度創設時には、生活保護を利用させない「水際作戦」ではないか、という批判がありました。利用に抵抗感の少ない自立支援制度を利用する中で、生活保護を正しく理解して、適切に利用することに寄与した面があります。

自立支援制度見直しは現在、厚労省の社会保障審議会で議論されています。現在は任意事業となっている就労支援事業、家計改善事業が必須化される見込みです。生活保護との連携も打ち出されています。今後、高齢化は不可逆的に進みますから、生活保護を受給する高齢者は増えます。その中で制度をどう維



「年末お福分け隊」では、県内800世帯に食料を支援（2022年12月29日）

持するかが問われます。また「生活保護は入ったら抜けられない」という誤解を払拭し、受けやすく抜けやすい制度へと改革することも課題です。

—— 自治体の自立支援事業の姿勢とこれに対する連合や自治体の取り組みへの期待やご要望をお聞かせください。

名嘉 生活困窮者自立支援の実施主体の自治体が、会計年度任用職員の待遇改善を口実に採用を抑制して、今いる担当職員の業務が増えたり、担当者数を増やさず、今後必須化される支援業務を他の業務と兼務にすることなどは、現場の混乱と疲弊につながります。自治労にはこれらを許さないで頑張ってもらっています。連合は社会保障審議会に影響力を行使して、制度の拡充にむけて奮闘していただけるものと期待しています。

# 次は狭山事件の再審開始だ

60年前の1963年5月、埼玉県狭山市で女子高校生が誘拐・殺害された「狭山事件」。その犯人として無期懲役刑を科されながら、仮出獄後も一貫して無実を訴える石川一雄さんの第三次再審請求は17年目を迎える。長く冤罪が疑われた事件の再審判断が相次ぐ中、司法の重い「開かずの扉」は開くのか。ルポライターの鎌田慧さんに寄稿していただいた。

## 相次ぐ冤罪の再審決定 裁かれるべきは司法の犯罪

39年前、滋賀県日野町で酒店を経営していた、69歳の女性が殺害された強盗殺人事件。発生から4年たつて逮捕、無期懲役刑となった元被告、阪原弘さんのやり直し裁判（再審開始）を、2月7日、大阪高裁が決定した。

しかし、本人は2011年に75歳で獄死、遺族が再審を請求していた。検事側が最高裁に特別抗告しなければ、この「日野町事件」が元被告の死後12年が経過してからの、戦後初の「死後再審」として記録されることになる。この事件の再審請求を受けて、2018年に再審開始を認めた大津地裁は、すでに自白は信用できないと認定していた。今回の高裁判決も直接証拠がないまま、自白に依拠した捜査を批判している。

「刑事裁判の段階で適切な主張・立証がされていれば、確定判決と異なる判断になった可能性が否定しがたい。」

適切な立証がないまま、有罪として獄窓に閉じ込めていたのだ。捜査当局は自分たちの誤認逮捕を証明する証拠を隠す。それを防ぐための「証拠開示」の法制化が必要だ。さらに裁判所が再審開始を判定しても、面子のためか抵抗して抗告する。元被告への極端な人権無視である。正義への説明を妨害するのを禁じる再審法が必要だ。大阪高裁は「自爆主義」というべきか、大方の予想を裏切って、最高裁へ特別抗告した。

1929年10月、鹿児島県大崎町で、42歳の男性が泥酔して自転車で帰宅、自宅隣りの牛小屋で遺体となって発見された。「大崎事件」である。死者の兄の妻・原口アヤ子（現在95歳）さんなど、親族4人が殺人、死体遺棄容疑で逮捕

された。原口さん以外は自供したがアヤ子さんは否認、主犯として10年、ほかの人は8年、7年、1年の懲役刑となった。

刑期満了で出所した原口さんが再審請求して12年後に、鹿児島地裁が再審開始を決定した。しかし、検事側に抗告され、高裁、最高裁で決定取り消し。第二次再審請求は地裁、高裁、最高裁で請求却下。第3次請求は地裁、高裁が再審開始を維持した。しかし、最高裁が却下。第4次請求は2022年6月、鹿児島地裁が再審請求却下。この司法に翻弄された95歳の女性の人生の苦闘を思えば、肅然とさせられる。

原口さんは一度も自供していない。「被害者」は事故死の疑いが強い。自供し、自殺したふたりの親族に知的障害があった、とされている。遺体の解剖医は「首の傷は絞殺によるものではない」と鑑定内容を訂正している。

「疑わしきは被告人の利益に」あるいは「疑わしきは罰せず」。これが刑事裁判の精神であるはずだ。誤認逮捕と自白の強要。そして裁判官の怯懦。被告側が再審を請求しても、検事側は証拠を隠蔽する。これは誤認、誤判というよりは、司法の犯罪といえる。

この稿を書いているときはまだ、袴田事件の東京高裁での再審請求裁判の



左から、石川一雄さん、鎌田慧さん、石川早智子さん  
(写真提供：部落解放同盟中央本部)

## 鎌田 慧さん

1938年生まれ。専門紙記者、月刊誌「新評」編集部を経て、フリーのルポライターとなる。執筆活動の一方、平和運動、反原発運動などさまざまな社会運動の呼びかけ人なども務める。狭山事件の再審を求める市民の会事務局長。著書に「狭山事件の真実」「反冤罪」「六ヶ所村の記録」「大杉榮 自由への疾走」など多数。

決定(3月13日)はだされていない。しかし、再審開始決定であろう。なぜなら、この事件は静岡地裁ですでに、2014年3月、再審開始決定がだされ、「これ以上の拘留を続けるのは耐え難いほど正義に反する」として死刑の執行停止と即時釈放を決定した。検察側があらたにだした、「犯行時の5点着衣」の血痕は、偽装だったと認められるであろう。

袴田事件はプロボクサーだった袴田巖さんにたいする「ボクサー崩れ」とする、警察とマスコミ、それに誘発された世間の差別意識に乗じて、取り調べは一日3回、12時間以上、長いのでは16時間という非人道的なものだった。それだけでも正常な取り調べではなく、無罪に該当するといえる。わたしは一番の判決を書いた、陪席裁判官・熊本典道さんを取材した。彼は無罪を確信したが、裁判長が「世論に負けて」有罪説を主張、合議制だから従うしかなかった、と述懐した。人間のいのちが多数決で決まる。死刑制度の残酷さである。かつて、免田事件(83年無罪釈放)、財田川事件(84年釈放)、松山事件(84年釈放)、島田事件(89年釈放)と無実が証明され、確定死刑囚が連続して釈放された時代があった。司法が信頼を取りもどした時代だった。日野町事件、袴田事件と長い裁判闘争の末、デタラ

メ冤罪が解決されて、つぎはいよいよ狭山事件。石川一雄さんの再審開始、無罪判決である。

わたしはこれまで、弘前大学教授殺人事件の冤罪報道、財田川事件の冤罪解明と運動に関わってきた。石川さんは1939年の早生れ。わたしとおなじ敗戦時に国民学校の一年生だった。彼が逮捕、投獄され、第一審死刑判決、二審で無期懲役を言い渡され34年半、投獄されていた半生を、わたしも同時代を一緒に生きてきた共感がある。

### 石川さんは無実だ 今すぐ証拠調べ・再審を

1963年5月、埼玉県、西武新宿線・狭山駅ちかくの畑の中で、女子高校生(遺体が発見された)。下校途中から行方不明となり、三日後に遺体が発見された事件だった。そのすこし前、東京台東区で誘拐事件「吉展ちゃん事件」が発生、身代金を奪われながら、犯人を取り逃がす大失態があった。狭山事件も被害者宅に脅迫状が届けられ(未遂)、犯人を取り逃がしたので、世論の警察への批判が強かった。

警察がまっ先に狙ったのが、遺体が発見された畑にちかい、被差別部落だった。ここに住む100人以上の若者たちが、警察にひっぱられ、筆跡検査や

血液鑑定を受けた。容疑者として4人が逮捕され、そのうちのひとり、石川一雄さんだけが、犯人が身代金を取りにきたときのアリバイがない、として、単独犯として検挙された。が、その日、石川さんは自宅にいたのだ。しかし、肉親の証言ではアリバイは認められなかった。

取り調べを受けた石川さんは、別件逮捕の容疑としての窃盗(畑の野菜を食べたなど)を認めた(当時は食糧不足で畑の大根を齧るくらいはざらにあった)が、誘拐、殺人は強く否認していた。

「調べ官も石川の態度に、容疑者でないかもしれない」という疑心さえこころをかすめるほどだといひ、食欲もさかんで、二十四日もナマアゲ、タケノコ、野菜いためなど留置食の献立を二食ともペロリとたいらげ、調べ中もお茶おかわりをなんばいもするという。よるも留置場のなかは逃走や自殺をおそれて赤々と電灯がつけられているのに、毛布を頭からすっぽりかぶり、寝返りもせず、ぐっすり眠りこんでいる。「サケイ新聞」埼玉版、5月25日)。

別件逮捕の翌日の報道である。係官には「容疑者でないかも」との疑心が強かった。しかし、勾留をつづけ、21日後、保釈した。と思いきや、玄関先で窃盗など別件で再逮捕。ふだんはまったく

使っていない、川越署分署に移送した。そして徹底的な尋問を開始した。

「ゆがんだ環境のなかで育った若者が、金に困り周囲の好景気に反抗し、刺激されて、雪ダルマ式に身のしる金を要求、婦女暴行、殺人と犯罪を重ねたのが、この善枝さん殺人事件だ」という人もいる。そうだとすれば第二、第三の石川を生む悪の温床は狭山にまだ残っていると

もいえよう(「東京新聞」6月24日)。  
当時のマスコミは、被差別部落を「悪の温床」と平然と書いていた。犯罪が発生すると、たいがい袴田さんのような「ボクサー崩れ」、在日朝鮮人、あるいは被差別部落など、差別されているひとたちに疑いの目がそそがれた。警察とマスコミが一体化していた。いま、ようやく人権教育がその偏見をつき崩すようになったが、当時の石川さんは差別の網の目に囚われていた。

浦和検察庁の原正検察官は、死刑を求刑した第一審の検事論告で、「このような環境は、被告人に対して、社会の秩序に対する遵法精神を希有ならしめる素地を与え、それが被告人の人格形成にひとつの影響を及ぼした」と断罪している。

差別は死刑を当然化する。この事件のひとつの鍵は、当時の石川さんが脅迫状を書けたかどうか、にある。石川さんは「私は字を良く書けないし読め

狭山事件 略年表

1963. 5. 1	被害者Nさん行方不明。自宅に脅迫状届く
5. 4	被害者Nさんの死体発見
5.23	石川一雄さん別件逮捕
6.17	石川さん、保釈後、再逮捕
9. 4	浦和地裁第1回公判 石川さん起訴事実認める
1964. 3.11	浦和地裁、死刑判決。 石川さん、控訴へ
9.10	東京高裁第1回公判、 石川さん殺害を否認、 無実を訴える
1974.10.31	東京高裁、無期懲役判決 (寺尾判決) 石川さん上告
1977. 8. 9	最高裁、上告棄却
8.30	東京高裁に再審請求
1980. 2. 5	東京高裁、再審請求を棄却
1986. 8.21	東京高裁に第2次再審請求 (新証言、筆跡鑑定等を提出)
1994.12.21	石川さん仮出獄
1999. 7. 8	東京高裁、再審請求を棄却
2006. 5.23	東京高裁に第3次再審請求

出所：書籍「知っていますか狭山事件 一問一答 第2版」(解放出版社)より編集部作成

「ませんから、そんなことはできません」と取調官に主張していた(5月25日付け調書)。しかし、県警の刑事部長は「脅迫状の中にある文字の間違いは小学校を出ただけで字を知らないものの誤りで、作画的なものではない。この点からも善枝さん殺しと結びつける自信はある」(『朝日新聞』5月23日)。

ところが、石川さんは「二雄」の名前を「二夫」と書いてすましていた。たいがい子どもたちは、自分の名前ほどに難しくとも、親に教わって一生懸命おぼえる。それがプライドだからだ。しかし、非識字の家族にはその訓練がない。字を駆使して「脅迫状」を書こう、などと考えるかどうか。字を読めない悲しさ、字から逃げたい生活、非識字者のあいだに積み重ねられてきた苦しみ、恐怖を、学歴の高い検事、裁判官など

にはまったく理解できない。弱者の苦しみ寄り添う姿勢がないからだ。

非識字者が字を武器にして犯罪を犯す、などは荒唐無稽の珍事といえる。これがわたしの狭山事件冤罪論の核心である。否認から自供に転じた最初の調書に、脅迫状についてこう記録されている。入曾と入間川の友人との三人による犯行だった、との自供である。

「二人五万円くらいかな、其れで手紙を書くべいと云う事になって、俺が『俺が書かあ、字を教えてくれ』といったら、入曾の友達が、

『字を教へらあ』  
と云ってむずかしい字を教へたんで、此れでは書けないからやさしいのを教へろと言つたら、やさしい字を教えてくれたんだ。其れを俺が、善枝ちゃん

の鞆の中から帳面を出して、一枚引つさばいて其れへ書いたんだ」(拙著『狭山事件の真実』(岩波現代文庫)。

ボールペンで書いた、との供述だが、実際は万年筆だった。非識字者が仲間から、字を教えてもらって脅迫状を書いた、ボールペンで書いた、という「自供」は、石川さん自身、この脅迫状を見たことがない事実を示している。三人の共犯というのも、公訴事実に反する。

脅迫状は誤字だらけだが、書き慣れた繊細な文字で、しかも横書きである。1963年、横書きで手紙を書く人はすくなかった。大学生活の経験者かもしれない。文節が終るところで改行がほどこされている。乱れた文字だが、リズムがある。

くりか江す 刑札にはなすな。  
気んじよの人にもはなすな  
子供死出死まう。

この筆者は非識字者どころか、言いたいことをムダなく、明確に主張している。大江健三郎さんは、国語学者・大野晋さんが分析した、脅迫者の識字能力にヒントをえて、「ここにひとりの誘拐犯人の(じつは仮構された)人格Ⅱ文体があざといほどに浮かびあがっている」と言い切っている(『小説の方法』)。

つまり、警察、検察、裁判所が、この脅迫状から読み取る人格、つまり教育程度の低い人格を仮構しているのだが、

誤記が確実な一貫性をそなえているのが明らかだ。文体から高い教育をそなえた、古い生活教養(新規開店の花輪にみられる「〇〇さん江」の「江」の多用)、地域共同体に根をおろしている、もう若くはない人間のイメージが浮かび上がってくる。脅迫状と石川さんの字体のちがいをコンピュータで比較、分析した弁護士鑑定でも否定されている。

石川さんの自宅の長押から「発見」された万年筆は、三度目の家宅捜索で見された。が、それは余りにも眼につきやすい場所だ。字を書く習慣がない人間が、殺した相手の鞆に入っていた万年筆を持ち帰るのも不思議だ。善枝さんが使っていた万年筆のインクは、クロム元素をふくむジェットブルーインクだったのだが、発見された万年筆は、ジェットブルーインクではなかったことが証明されている。

さらにこの万年筆からは、被害者の指紋が発見されていない。筆跡鑑定、インク鑑定など、新事実の鑑定をした鑑定人の尋問、さらに現地調査をおこなえば、石川さんが犯罪とはまったく無関係だった事実があきらかになる。

日野町事件の坂原弘さん、袴田事件の袴田巖さん、そして狭山事件の石川一雄さんを、この半世紀にわたる無実の罪から解放してこそ、日本の民主主義がまだ死んでいないことを証明できる。

知っていいそうで知らない

# 国会の仕組み 1



国会の仕組みをさまざまな側面から観察する新企画「知っていいそうで知らない国会の仕組み」。皆さんの組合活動と国会を結びつける組織内国会議員の表舞台にさまざまな角度から光をあてます。第1回は「数の論理」。

## 「数の論理」はどのくらいまで？

～ 国権の最高機関は先例やしきたりで動く～

あなたの声は届いてる？

突然ですが、国会という言葉聞いて、どのような映像を思い浮かべるでしょうか。本会議や委員会の中で国会議員が熱弁を振るっている場面でしょうか。あるいは採決で牛歩戦術を行使している場面でしょうか。もしかしたら選挙結果の報道番組で見る半円状の政党勢力図かもしれませんね。いずれにしても、私たちの多くにとって国会は、テレビなどのメディア越しに見る遠い世界のお話です。国民主権と言われても、自分の声が国会に届いているという実感はないかもしれません。

でも本当にそうでしょうか。例えば、私たちの組織内議員のウェブサイトやフェ

イスブックなどをのぞいて見てみましょう。さまざまな活動の報告に加え、国会や国会議員を身近に感じる発信にあふれています。そこから少しだけ想像力を働かせれば、あなたの声がどのように届けられるのかを垣間見ることができそうです。

「数は力」と言いますが

ところで、政治は「数は力」とよく言われます。あなたの市区町村の議会選挙時の演説などでも耳にすることが多いことでしょう。「国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」（憲法41条）国会も同様です。同様というよりも、国会こそ、時に数の暴力と批判されるほど数の論理ですべてが動いている、と

言っても過言ではありません。では、具体的にどのように「数」が国会に反映されているのでしょうか。参議院を例に見ていきましょう。

われらが組織内参議院議員はこんな委員会に所属しています

国会が召集されると、議員は委員会(常任、特別、調査会など)に所属します。



鬼木誠参議院議員



岸真紀子参議院議員

※組織内、協力国会議員あわせて18人の衆参国会議員が活躍しています。

これは国会ごとに登録を行います。

2023年1月23日に召集された第211回通常国会(会期は150日)へちなみに国会法制定時から変更なし)で、例えば、組織内議員の鬼木誠参議院議員は国土交通委員会(常任)、東日本大震災復興特別委員会、決算委員会、資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会に所属。岸真紀子参議院議員は総務委員会(常任)、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会、資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会に所属し議論を行っています。

委員会や理事数は会派ごとに割り振り

この委員会の委員数や理事数、発言時間などが会派(※1)の議員数に応じてドント方式で(※2)割り当てられます。ちなみに、参議院では、「議員は、少なくとも一個の常任委員となり、同時に二個を超える常任委員となることはできない」と参議院先例録(※3)に記載されています(衆議院は掛け持ちが可)。

とくに議院運営委員(通称:議運)の割り当ては、議院の運営についての協議に参加できる資格となるため、会派にとって重要な意味を持つと言われています。

絶対安定多数って?

少し話はズレますが、「絶対安定多数」という言葉があります。選挙報道など

で耳にしたこともあるかと思いますが、これは、常任委員会の委員長ポストを独占し、委員会で過半数の委員を与党が確保できる状態を意味しています。中立的な立場をとる委員長の判断がなくても、与党は自党の議員だけで法案を可決できることとなります。

ただし、これは衆議院で使われる指標の一つであり、そもそも参議院では、「常任委員長は、一定数以上の議員が所属する会派に、その所属議員数に比例して配分するのを例とする」（参議院先例録とされ、常任委員長の独占はできないこととなっています。

余談になりますが、数の論理は「控室」にも及びます。控室は、各会派の会合を開いたり、各会派の事務処理のための事務室にあてたりする目的で、国会議事堂の2階と3階に各会派ごとに割り当てられます。実は、議員一人当たりの平米数が決まっており、大会派ほど広く、かつ利便性がよい（各党の国対事務所や議院運営委員会を開く部屋がある2階）部屋を数多く確保することができます。

### 控室まで及ぶ数の論理

発言時間はしきたりで配分

では、委員会での発言時間はどう配分されているのでしょうか。法案の審議時間は、いわゆる3時間審議や6時間審議から複数日審議など、法案の性質によってさまざまです。この審議時間は各委員会の理事会での協議によって決められます。

発言時間はしきたりで配分

では、委員会での発言時間はどう配分されているのでしょうか。法案の審議時間は、いわゆる3時間審議や6時間審議から複数日審議など、法案の性質によってさまざまです。この審議時間は各委員会の理事会での協議によって決められます。

例えば、3時間審議の場合は、与党会派60分、野党第1会派90分、野党第2会派30分、野党第3会派20〜30分、野党第4会派15分などとなっています。

◆ ◆ ◆

このように国会は、先例やしきたりを重んじる伝統と冷徹な数の論理によって動いています。この中で、われらが組織内国会議員は現場の声を国会議論の場に載せるため、どのような活動をしているのでしょうか。次回以降、委員会での質疑や議員立法など、「あなたの声はどう届く？」をお届けする予定です。

### 発言時間はしきたりで配分

◆ ◆ ◆

### 会派と政党の違いって？ ※1

決定的な違いは、会派の機能が院内に限られているのに対し、政党は一定の政治活動を行う社会的存在であること、また、それゆえに政党の構成員が議員に限られていない点と言える。

会派は、各議院の内部において組織される議員の団体で、議院の機関ではないが、実質的に議院の運営は会派単位で協議され、議院の構成や運営上のさまざまな事項について割り当ての対象となる。会派は、2人以上の議員で結成できる。複数の会派に所属することはできない。議員は国会ごとに会派への所属を登録する。

### ドント方式って？ ※2

ベルギーの法学者ドントが考え出した議席割り当てのための計算方式。まず、各政党などの得票数を1、2、3…の整数で割る。割り算の答えの大きい順に、各政党の議席が配分されるという方式。

#### ●ドント方式の例(定数7の場合)

政党名	A党	B党	C党	D党
総得票数	1,200	1,000	700	520
÷ 1	1,200 【1】	1,000 【2】	700 【3】	520 【5】
÷ 2	600 【4】	500 【6】	350	260
÷ 3	400 【7】	333.3	233.3	173.3
÷ 4	300	250	175	130
当選人の数	3人	2人	1人	1人

### 参議院先例録 ※3

最新の版では、第一回国会から第百八十回国会までの主として参議院の本会議に関する先例を集録している、法規に規定のない事項、法規の解釈に関する事項、その他議院の運営に関する事項について、先例を記載。参議院議員全員に配付される。参議院ウェブサイトの「参議院のあらまし」>「関係法規等」>「先例」のタブから閲覧できる。



### 国会見学しませんか？

コロナ禍で一時中止していましたが、2023年4月から人数制限等が解除され、誰でも見学できます。赤じゅうたんは全長約4km、また、建築素材や備品などはほぼ国産なのだそう。百聞は一見に如かず。

単組・県本部からは組織内議員事務所へお問い合わせください。



町村評では、全国町村職総決起集会にあわせ、国会見学が恒例に。

# ウクライナ人道危機から1年 平和構築へとつながる人道支援



一般社団法人 ピースボート災害支援センター (PBV)  
理事・プログラムオフィサー・臨床心理士  
小林 深吾 さん

避難民への緊急越冬支援の食事を提供 (写真: World Central Kitchen)

自治労はウクライナ支援に関わり「ロシアの軍事侵攻による被災者を支援する緊急カンパ」に取り組んだ。贈呈先の二つであるピースボート災害支援センター (PBV) から、カンパを財源に現地で展開している事業内容について報告をいただいた。

## 今なお続く人道危機

2022年2月24日に始まったロシア軍によるウクライナ侵攻から、1年が過ぎました。2014年に起こったクリミア半島の紛争が8年間、終息することなくエスカレートした結果、ウクライナの人道危機を招いてしまいました。国連機関の報告によると、1年にもわたる激しい攻撃によって、広範囲の地域が破壊され、ウクライナでは1万8817人の民間人が犠牲となり、数百万人が家を追われ、仕事と生活を失いました。2023年2月に入ってもなお、ウクライナ東部と南部では、激しい戦闘が続いており、発電所などの重要インフラへの攻撃もあり人々の生活は、いまだに危機にひんしています(※1、※2)。

今後、各国の国益や思惑がうごめく中で、どのようにこの戦争を終結させていくのか、破壊された街や生活をどのように取り戻していくのか、憎しみの連鎖を防ぎ、心に刻まれた悲しみをどのように癒していくのか、そして平和の礎をどのように築いていくのか、難題が続きます。

## 人道支援が紡ぐ価値

緊急人道支援から1年が経ち、自治労

の組合員の皆様をはじめ、多くの方がご寄付などで国際機関や人道支援団体に協力いただいたこと、一人の支援者として、心より御礼申し上げます。皆様からご心寄せをいただいたおかげで、いまでも多くの国際機関や人道支援団体が、困難にある方たちへのサポートを続けられています。

人道支援は、危機的な状況にある方たちに手を差し伸べる緊急的な危機対応ですが、その後の平和構築に確実につながっていると感じています。人道支援にはいくつかの原則(※3)があり「国家」ではなく、「人」に焦点を当てていきます。危機的な影響を受けたすべての人々は、保護と支援を受ける権利を持っていると考えます。危機的な状況にある人は、ただ助けを求める存在ではなく、当然の権利として、社会から支援を受けられる存在です。どの国や地域にいたとしても、危機的な状況にある時は、支援を届けていく必要があります。それは国や地域を越えて、ウクライナ人道危機であっても、トルコ・シリア大地震でも、そして日本の東日本大震災でも世界中から支援が届けられました。

いかなる支援も、公平性の原則に従って提供され、必要性の程度のみに基づいて



避難民むけにグループセラピーを行う  
(写真: Romanian National Council for Refugees - CNRR)

て判断されなければいけません。これは、いかなる人も年齢、性別、人種、肌の色、民族、性的指向、言語、宗教、障がい、健康状態、政治やその他の見解、国籍や社会的出自などの背景によって差別されてはならないという、非差別の原則に基づいています。

皆様からの支援は、困難さに立ちむかうための具体的な物やサービスなどとして届けられるとともに、人が人として助けあう価値観をつないでいく原動力にもなっています。国家の理論ではなく、人を中心として尊厳が大切にされ、苦しい時には、国や地域、民族などに関係なく助けあえるという信頼を地道に耕していくこととなります。

## 支援団体が連携し、 多様なニーズに応える

ピースボート災害支援センター(PBV)では、ウクライナへの攻撃開始直後から国際機関やウクライナ、そして周辺国のNGOから情報収集を開始しました。2022年3月には、スタッフ3人をルーマニアに派遣し、避難民からの聞き取り、国連機関や支援団体と協議・調整しながら支援を実施しています。現地支援団体と協働し変化するニーズに対応しながら、一人でも多くの人に支援が届くよう変化にあわせて柔軟に対応しています。

### ◆緊急物資・医療品支援

ルーマニアに拠点を置く「ルーマニア平和研究所(PATRIR)」と協働し、



ウクライナにむけた食料品支援(写真: PATRIR)

ウクライナ各地の病院延べ21カ所へ医薬品、衛生用品、医療機器などを届けました。キエフやウクライナ西部の都市にむけて、食料品や日用品の配布、一時避難所の改装の支援も行いました。

### ◆がん患者への支援

戦争によって日常の治療を受けられなくなったがん患者への支援をしています。医療支援を実施する「Youth Cancer Europe」とともに、ウクライナ国内でがんの治療を受けられなくなったがん患者が継続的な治療を受けられるよう、ウクライナ国内の比較的安全な地域の病院や、ヨーロッパ各地の病院への転院を支援しています。病院の転院手続きだけでなく、避難の手配、患者がご家族とともに暮らせる安全な住まいの手配、食料支援や、継続的なケアなどを行っています。2023年2月までに320人以上の患者とその家族、合計700人以上を支援しています。

### ◆避難民支援

ルーマニアに避難してきた方たちをサポートする「Notorious Learning Projects」が運営する支援センター「ドブラ・ハタ」を支えています。支援センターでは、戦争開始直後の避難民への直接の物資提供や生活面の支援を開始し、現在では毎日100から150家族が利用する支援拠点となっています。ルーマニアにて、長く難民支援を実施してきた「Romanian National Council for Refugees(CNR R)」とは、ウクライナ・ルーマニア国境



避難民の支援センター「ドブラ・ハタ」(ルーマニア)  
(写真: Notorious Learning Projects)

地域での相談窓口の設置やコールセンター、法的支援や通訳翻訳サービスの提供、支援の担い手の養成講座の実施など、多岐にわたる支援を実施しています。

### ◆緊急越冬支援(食料支援)

寒さが厳しくなる中、ライフラインへの攻撃も重なり、ウクライナで生活している方たちの状況は、さらに厳しさを増しています。食料支援を専門に行う「World Central Kitchen」と協働し、2022年末から2023年にかけて、緊急越冬支援としてウクライナ国内での食事・食品(約3300食)の提供に協力しました。

### ◆再生医療リハビリテーションプロジェクト

戦争による被害者は増え続け、負傷によって歩行機能を失った方も多くいます。ジョージアの病院では頭部外傷などを負った患者を受け入れ、治療とリハビリに取

り組んでいます。この状況を踏まえ、広島大学大学院医系科学研究科の弓削類教授と連携し、日本の再生医療リハビリテーションの技術を提供し、歩行機能を失った患者のリハビリ期間の短縮や早期の社会復帰をサポートします。

戦争が終わった後も、街が再建され、家族が集い、生活が戻るまでは長い道のりです。今後も自治労の皆様からお預かりしたご寄付を活用して、息の長い支援を実施していきます。これからもウクライナ状況に関心を寄せていただき、皆様と一緒に人道的な平和の価値を届けていきます。

- ※1 UNOCHA:UKRAINE HUMANITARIAN RESPONSE - KEY ACHIEVEMENTS IN 2022  
Situation Report Last updated: 10 Feb 2023  
[https://reports.unocha.org/en/country/ukraine?\\_gl=1%2a1jw8qbd%2a\\_ga%2aMTYzNzA2NjA50C4xNjYyNTUxNzUy%2a\\_ga\\_E60ZNX2F68%2aMTY3NjE4NjE2OS4yM4xLjE2NzYxODY0ODguNC4wLjA](https://reports.unocha.org/en/country/ukraine?_gl=1%2a1jw8qbd%2a_ga%2aMTYzNzA2NjA50C4xNjYyNTUxNzUy%2a_ga_E60ZNX2F68%2aMTY3NjE4NjE2OS4yM4xLjE2NzYxODY0ODguNC4wLjA)
- ※2 UNHCR: Ukraine Situation Flash Update #40 (10 February 2023)  
<https://reliefweb.int/report/ukraine/ukraine-situation-flash-update-40-10-february-2023>
- ※3 スフィアハンドブック: 人道憲章と人道支援における最低基準(2018)  
[https://jqan.info/wpJQ/wp-content/uploads/2019/10/spherehandbook2018\\_jpn\\_web.pdf](https://jqan.info/wpJQ/wp-content/uploads/2019/10/spherehandbook2018_jpn_web.pdf)

### 一般社団法人 ピースボート災害支援センター (PBV)

東日本大震災を受けて「人こそが人を支援できる」を理念に2011年4月に設立。主に「国内外の災害支援」「防災・減災への取り組み」を中心に活動を行っている。これまでに海外24カ国、国内65地域での被災地支援を実施し、延べ10万人以上のボランティアとともに支援活動を行った。

# 冷笑と常温

## 「高齢者の集団自決」発言の影響

イエール大学アシスタントプロフェッサー・成田悠輔氏が、ネット番組で日本の人口高齢化に伴う社会保障などの問題を解決するには「結局、高齢者の集団自決、集団切腹みたいなしかないんじゃないか」などと発言し、炎上した。

同番組は2021年のものだが、今年2月に『ニューヨークタイムズ』に掲載されたのを契機に、イギリス、ドイツ、インドなど海外メディアでも取り上げられ批判を浴びた。

国内ネット世論では、早川千絵監督の映画『PLAN75』を彷彿とさせるといった批判もあがった。行政が高齢者を自殺に誘導する様を描いた作品だが、確かに成田氏の発言をシステム化したら、こんな社会が訪れるのかもしれない。

耳目を集めた背景には、第一に、この発言が第二次世界大戦下のナチスの「優生思想」に基づく「命の選別」を彷彿とさせること、第二に、

2000年代後半から北米やヨーロッパなどで医師による自殺<sup>ほうじょ</sup>補助や積極的安楽死<sup>※</sup>が相次いで合法化され、現在も賛否両論であること、第三に、世界でも高速で高齢化が進む日本がこの問題にどのように対処するのが注目されていること、などが指摘できる。

成田氏は、「自決」はあくまでもメタファーであり、社会における高齢者の「自主的な引退」を意味するとの趣旨を述べており、筆者もおそらく発言の「機能」的な意味では、その通りの含意なのだろうと思う。ただ私見では、聴き手の「感情」の方はより直裁的に彼の言葉を受け止めたようだ。さらに成田氏自身も、ある程度自分の支持層の「集団感情」を意識して、戦略的にあえて強めの表現を選択しているようにも見える。

## 「集団感情」と「一般感情」

筆者は「ある集団内で共有される感情」が「一定以上の集団凝集性を

獲得し、世論として社会に部分的影響力を行使し得るようになった段階」を「集団感情」と呼ぶ。さらに、「ある集団感情が総体として社会に支配的な影響力をもち、(日本ではいわゆる「空気」となり)「同調圧力」として機能するレベルになった段階」を「一般感情」と呼ぶ。

受け手の「感情」という点に関して言えば、旧来のマスメディアはおおむね一般感情を前提とした番組作りを行っていると言える。これは、「社会の公器」として期待される役割上、大枠での「国民感情」「庶民感情」を念頭に置く必要があることや、近年ではかつてよりもコンプライアンスに配慮した制作姿勢が求められていることなどによる。

他方、成田氏が注目を浴びるようになったのは、主としてネット配信番組などの「ネット言論界」である。ネットはテレビよりも視聴者の積極的選択の結果視聴される傾向が強く、一般感情よりもニッチな集団感情にむけた主張の方が「バズる」



詩人・社会学者  
みなした きりゅう  
**水無田 気流**さん

早稲田大学大学院社会科学研究所博士後期課程単位  
取得満期退学。國學院大學経済学部教授。著書に「シ  
ングルマザーの貧困」(光文社新書)、「[居場所]のな  
い男、[時間]がない女」(日本経済新聞出版)ほか。最  
新刊は「多様な社会はなぜ難しいか 日本の『ダイバー  
シティ進化論』」(日本経済新聞出版)。

傾向にある。

ここでは、「ダイバーシティの推進」  
や「人権の尊重」など、社会におけ  
る「理想」や「建前」だけでは解決困  
難な問題に、ときにヘイトスピーチ  
と取られることも厭わず切り込み  
得るような言説がより「真実」だと  
支持される傾向も見られる。「過激」  
「炎上商法」などと批判される言説  
も多いが、他方これらを支持する  
層にとつては、新聞やテレビは「自  
分たちにむけて情報を発信してはい  
ない」とすら映るのかもしれない。

成田氏は、同じくネット言論界で  
人気の「ひろゆき」こと西村博之氏  
とともに、YouTubeチャンネル  
「日経テレ東大学」のトーク番組  
『Re・Hack』にも出演しており、  
彼らの支持層は重なる部分が大き  
いと推測できる。この番組で、成田  
氏はしばしば持論として「老人が老  
害になる前に集団切腹のようなもの  
をすべき」「ファクションとしての切  
腹は成り立つのではないか」という  
ような、強い言葉を使用した。

そして、同番組での小中学生との  
討議では、生徒の一人が成田氏の意  
見を踏まえて、「老人が自動的にい  
なくなるシステムを作るにはどうし  
たらよいか」と質問したところ、S  
F映画の『TIME』や『ミッドサ

マー』と思われる作品を引き合いに  
出して、「もし良いと思うならば、  
そういう社会を作るために頑張つて  
みるのも手なのは」との趣旨の回  
答をしている。

**分断社会と老人憎悪**

「老害」。この短い言葉は、端的に  
この国の「ジェロントフォビア(老人  
憎悪)」な気分を象徴している。今  
の日本では少子高齢化が進む中、  
社会保障費のうち高齢者関係費の  
割合は高まる一方であり、現役世代  
は重い負担を強いられている。しか  
も社会のどの分野でも老人が居座つ  
ているせいで、世代交代も革新も起  
こりにくい……。このような厭世的  
な気分が、若年層を中心に覆つてい  
るように見える。

本来、批判されるべきは高齢者  
自身ではなく、人口動態の将来推  
計上必ず起り得る問題について、  
何ら有効な対策も責任も取らず、  
場当たり的で国民の負担を強いる  
ばかりの政策の方であろう。

だが、これらについての十分な対  
話や討議がなされるよりも先に、す  
でに社会はあらゆる側面で分断が  
進んでしまっているように見える。  
おそらく、「主としてテレビを情報  
源としている高年齢層」と、「主とし

てネットを情報源としている若年層」  
とでは、見ている世界も、その解釈  
も異なっている。

とりわけ若年層にはわかりやす  
い仮想敵として、「老害」があげられ  
ていること、成田氏の件の言説が  
若年層を中心に一定の支持を集める  
ことの意味を、大手メディアはもつ  
と真剣に考えるべきではないのか。  
この事件について、テレビは若干取  
りあげたようだが、国内の新聞報  
道は依然乏しいのも気がかりだ。

ひろゆき氏に代表されるような  
ネット言論人は、「冷笑系」と呼ば  
れる。あらゆる建前や社会運動な  
どを冷ややかに揶揄する姿勢を意  
味する俗語である。

だが私見では、成田氏には「冷」  
すら感じない。彼はおそらく、生粋  
の「常温のニヒリスト」なのだろう。  
そして、彼の強めの言説それ自身よ  
りも、それが一部の若年層に屈託な  
く支持されるこの国の現状に、より  
深い闇を感受する。

※「積極的安楽死」とは、苦痛を除去する  
ことを目的に、意図的・直接的に生命  
を短縮することである。これに対し、  
治癒不能な疾病に対して治癒を停止し  
「死ぬに任せる」ことを「消極的安楽死」  
という。

性的マイノリティへの差別を禁止するLGBT法案の検討が進められている。差別を禁止することを目的とした法律には「差別的言動解消法」がある。この法律に基づき、「差別的言動が違法」と判断されたある上場企業の事件をもとに、今後議論されるであろうLGBT法案の意義について考えたい。

## 第28回

# 労働関係における 差別禁止法の意義

### はじめに

2月4日、性的マイノリティに対する差別発言が原因で、首相秘書官が更迭された。これをきっかけに、性的マイノリティ差別解消のための立法の議論が進められている。

では、差別解消法には、どのような意味があるのか。近年出された、労働関係における差別的言動を違法とした裁判例を通じて、考えてみたい。

### 1 ヘイト文書配布事件の概要

Y社は住宅の分譲・賃貸・管理などを営む株式会社で、約1000人の従業員を雇用する東証一部上場企業だ。特定の思想を持つ者だけを社員・従業員とするいわゆる傾向企業ではない。

2013年2月から2015年9月までの間、Y社の代表取締役会長Aは、①Y社内で中国・韓国・朝鮮の国籍を持つ者を誹謗中傷する文書を大量に配布した。

文書の内容は、竹島や尖閣諸島などの領土問題、従軍慰安婦や南京大虐殺、第二次世界大戦に関する歴史認識問題、公人の靖国参拝問題などを扱うものだった。その中には、中韓北朝鮮の国家や政府関係者を強く批判したり、在日を含む中韓朝鮮の国籍や民族的出自を有する者に対して「死ねよ」「嘘つき」「卑劣」「野生動物」などと激しい人格攻撃の文言を用いて侮辱したり、日教組や朝日新聞、親中親韓派とされた特定の議員・評論家に対して「反日」「売国奴」などの文言で侮辱したり、我が国の国籍や民族的出自を有する者を賛美して中韓北朝鮮に対する優越性を述べたりするなどの政治的な意見や論評の表明を主とするものであった。

さらに、②Y社は従業員に対し、都道府県の教育委員会が開催する教科書展示会に参加し、特定の教科書を支持するアンケートを提出するよう勧奨した。

Xは韓国籍の在日三世で、Y社の従業員であった。Xは、①と②について、労働契約上の債務不履行や不法行為を理由に、Y社とAに対し損害賠償を請求する

訴訟を提起した。

これを受け、Y社は、③訴訟の提起を誹謗中傷する従業員の感想文などを職場で配布し、報復的非難を行った。そこで、Xは、③の行為も違法だとして、損害賠償請求を追加した。

### 2 裁判所の判断

大阪地判令和2年7月2日労働判例1227号38頁は、110万円の損害賠償を支払うようY社とAに命じた。これに対し、原告・被告双方が控訴した。控訴審にて、原告は文書配布の差し止めを追加で請求した。

大阪高判令和3年11月18日労働判例ジャーナル119号2頁は、賠償額を132万円に引き上げるとともに、差し止めも認めた。その判断は次の通りだ。

まず、①文書配布行為について。

憲法14条の差別されない権利などの規定は「私人相互の関係を直接規律することを予定するものではない」が、その趣旨を勘案した「私的自治に対する一般的



東京都立大学  
法学部 教授  
木村 草太さん

1980年、横浜市生まれ。東京大学法学部卒業、同助手を経て、現在、東京都立大学法学系教授。専攻は憲法学。国民の力で「憲法を活かす」をテーマに活動中。著書の『憲法の急所』（羽鳥書店）は「東大生協で最も売れている本」「全法科大学院生必読の書」と話題に。『憲法という希望』（講談社現代新書、共著）ほか多数。

©岩沢蘭

制限規定である民法1条、90条や不法行為に関する諸規定等の適切な運用によって、私人間の差別などに対処すべきである。また、人種差別撤廃条約1条1項は、「あらゆる公的生活の分野」の人種差別を禁じるが、ここには「企業の活動等も含む人間の社会の一員としての言動全般」が含まれる。このため、民法、労働法、差別的言動解消法などの解釈・適用も、同条約の実施が確保されるようにされねばならない。

この点、原告Xは「その国籍又は民族的出自」に基づいて差別されたり、侮辱されたりしないという人格的利益を有している。

「差別的言動解消法において解消されるべきとされている言動の客観的要件を満たす」言動は、「その表現自体、差別を煽動する効果を有し、危害を加える旨の告知や著しい侮辱といった内容を有するなど、公序良俗に反する」。「その表現を更に広める行為は、差別を煽動する効果を更に拡大させ、専ら人種間の分断を強化する効果を有する行為である」。

Y社が配布した文書は、差別的言動解消法の定義するヘイトスピーチに該当するものもあり、それにより、民族的出自等を異にする従業員に対する差別的思想が醸成されかねない。これは、「職場環境に配慮すべき使用者としての義務に違反し」、民族的出自などで差別・侮辱さ

れない利益」を侵害したものととして、不法行為に基づく責任を免れない。

次に、②教科書アンケートの勧奨については、「使用者が政治活動の自由を有しているからといって、労働者に業務と関連性のない政治活動を強制することは」「指揮命令権を濫用するもので許されないことは明らかである」。そして、本件では、「基本的には全員で参加するよう呼びかけた」ものであること、「不参加を申し出ない限り社用車に乗り合わせて参加する予定」として扱ったこと、「勤務時間中に社用車を使用して会場に赴いていること、呼びかけた副部長が『今回は日教組vs Y社の愉快的仲間たちやから、いうことでよろしくお願いますね』などと述べて」いたこと、参加した従業員の「参加時間中の勤務を免除」していたことなど、任意性があつたとは言えない。さらに、③訴訟提起に対する誹謗中傷も、「職場において原審原告に強い疎外感を与えて孤立化させ、本件訴訟による救済を抑圧する効果をもたらすことは明らか」で違法である。

以上の大阪高裁の判断は、最一決令和4年9月8日でも是認され、損害賠償と差し止めの命令が確定している。

### 3 差別禁止法の意義

この訴訟でまずショックなのは、有名

企業の内部でこれほど差別的なことが行われていたという事実だ。業務とおよそ関係のない文書が大量に配布されるのも問題だし、雇用関係を使って教育委員会の教科書選択に圧力をかけようとしたことも非常識だ。

それを踏まえた上で判決文に目を通してみると、法律の差別禁止規定が重要な役割を果たしていることがわかる。特定の者に対し「死ねよ」「嘘つき」などと述べるあからさまな差別的言動でも、法律に定義がなければ、違法な差別的言動と認定するには困難が伴う。他方、この事件では、差別的言動解消法に民族的出自を理由にした差別を禁ずる文言があつたため、スムーズに不法行為が認定されている。

では、この事件と同じようなことが性的マイノリティに対して行われた場合はどうだろうか。もちろん現在のままでも、差別による人格的利益侵害の深刻さを考えれば、不法行為と認定されるべきだし、実際に認定される可能性はある。しかし、性的マイノリティへの差別禁止を明文で定める法があれば、裁判所は、より明確な根拠と基準をもって、差別を認定できるだろう。その制定には大きな意義がある。

国会では、この判決なども参考に、差別禁止法の意義を検討すべきだ。



# 2023統一自治体選挙

## — 地方公務員の選挙運動への制限

◆ 答える人 ◆

自治労顧問弁護士  
小川 正



相談

組合はこのたびの統一自治体選の議員選挙で元執行委員長を推薦することとし、すでに組合員対象に後援会加入を進める活動をしています。この動きを察知したある議員が、組合事務所に来て「(地方)公務員は選挙活動はできないはずだ」と言ってきました。「そんなことはない」と答えましたが、地方公務員も選挙活動ができることを法律上の根拠などを示して教えてください。

回答

はじめに

地方公務員の選挙活動に関する規制は、公職選挙法(公選法)と地方公務員法(地公法)36条があります。地公法36条に違反しても刑事罰はありませんので、はじめに刑事罰の可能性がある公選法から説明します。

なお、2019年に第24回参議院通常選挙と第19回統一自治体選挙がありました。刑事罰が考えられる買収・利害誘導罪で警察から検察庁に送致された人数は9人(件数は2件)、戸別訪問違反は0人、選挙事務関係者

### 公職選挙法による制限

などの特定の選挙運動違反が0人、文書図画に関する制限違反が14人(件数は7件)などでした(この人数は、民間人と公務員を区別していません)。一方、地公法36条違反で懲戒処分を受けた者は0人で、2人が懲戒処分ではない訓告を受けています(紙幅の関係から、以下、組合機関紙などにおける報道・評論などについては省略します)。

### (1) 告示前の選挙運動は禁止されています(事前運動の禁止)。

すなわち「今回の○○県議会議員選挙に立候補する×山×太郎です。ぜひとも私に一票を」といった内容の記載のある広報物を配布することは選挙運動ですから、告示前は事前運動として禁止されています。

### 136条 特定公務員の選挙運動の禁止

次に掲げる者は、在職中、選挙運動をすることができない。  
一 六(省略)

七 収税官吏及び徴税の吏員  
136条の2(公務員等の地位利用による選挙運動の禁止)  
次の各号の二に該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。

一 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人の役員若しくは職員  
2 前項各号に掲げる者が公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む)を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的をもつてする次の各号に掲げる行為(又は・・・(中略)・・・)は、同項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

一 その地位を利用して、公職の候補者の推薦に関与し、若しくは関与することを援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。  
二 その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催そ

他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、若しくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。  
三 その地位を利用して、第199条の5第一項に規定する後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、同項に規定する後援団体の構成員となることを勧誘し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

### 四、五 省略

すなわち、上記の各行為は、「その地位(地方公務員)を利用して」行われなければならない。前項に規定する禁止行為(すなわち選挙運動)に該当するとはみなされないのです。これらの行為は「選挙運動類似行為」と言われます。地方公務員がたとえば1号の「公職の候補者の推薦に関与し、若しくは関与することを援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること」、3号の「第199条の5

第1項に規定する後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、同項に規定する後援団体の構成員となることを勧誘し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること」は選挙運動類似行為であつて選挙運動ではなく、公選法には違反しません。

したがって、地方公務員は告示前も告示後も選挙運動ではない選挙運動類似行為はできません。また、収税官吏および徴税の吏員は選挙運動は禁止されていますが、選挙運動類似行為はできません。

(3) ところで、組合員個人の政治的自由は尊重されますが、組合員には組合大会などの決定に従う義務があります。そこで、組合大会などで候補者推薦決定がなされれば、組合員は特定の候補者支持を共通にする団体の構成員となります。そして、組合内部の行為は選挙人を対象としな

## 地公法36条

(1) 地方公務員については、地公法36条を根拠に選挙活動はできないと喧伝されることがあります。しかし、地公法36条は選挙

活動についてそれほど多くの行為を禁止しているわけではありません。36条の選挙に係る規定は次の通りで、特定の人を支持する目的での投票勧誘運動を制限しています。しかし、この制限には(1)時間的制限、(2)場所的制限、(3)人的制限があります。

**36条2項** 職員は、…公の選挙又は投票において「特定の人」又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域(当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区若しくは総合区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区若しくは総合区の所管区域)外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。

一 公の選挙又は投票において投票をするように又はしないように「勧誘運動」をすること。

(2) まず、地公法36条2項本文に言う「特定の人」とは選挙告示後に立候補した人を言います。

したがって、組合が選挙告示前に元委員長を推薦決定しても、元委員長が立候補届出をする前までは、「特定の人」ではありません。そこで、職員は、元委員長が立候補届出をする前までは公の選挙または投票において投票をするように、またはしないように「勧誘運動」をすることが

可能です(勧誘運動の時間的制限)。ただし、公選法の事前運動とされる選挙運動はできませんので、「選挙運動類似行為」に留めることとなります。

(3) 次に、元委員長が立候補届出をした後でも、当該職員の属する地方公共団体の区域外においては、勧誘運動などはできないことになっています。そして、当該職員が都道府県の支庁もしくは地方事務所(自治法155条2項)または地方自治法252条の19第1項(自治法252条の20、同条の20の2)の指定都市の区もしくは総合区に勤務する者であるときは、当該支庁もしくは地方事務所または区もしくは総合区の所管区域では、勧誘運動はできないことになっています(勧誘運動の場所的制限)。

なお、大阪市においては、条例で「職員が法第36条第2項第1号から第3号まで及び前条各号に掲げる政治的行為を、電話をかけ、又はファクシミリ装置を用いて送信する方法その他の方法により、本市の区域(当該職員が区に勤務する者であるときは、当該区の所管区域。以下同じ)外から本市の区域内にあつて行つた場合は、当該政治的行為は本市の区域内において行われたものとみなす。」とされています。そこで、大阪市職員が大阪市以外に所在の職員組合事務所等から大阪市民に電話による投票勧誘運動することはでき

ません。しかし、大阪市のような条例がなければ職員の属する地方公共団体の区域外からの勧誘運動は可能です(ある県本部の事務所がA市にある場合は、A市以外の職員が県本部事務所等から自分の市の市民に電話で投票勧誘運動をすること、あるいはA市とB市で選挙が行われる場合、A市職員がB市所在の職員組合の事務所等から電話で投票勧誘運動することは(その逆も)可能です)。なお、電話による投票勧誘運動は、告示前には事前運動となりますが、告示後は公選法に違反しません。

(4) そして、地公法36条は企業職員たる組合員、そして現業職員たる組合員には適用されません(地公法39条2項、地公労法附則5項)。対象となる組合員は多くはないでしょうが、これら組合員には地公法36条の制限はありません(勧誘運動の人的制限)。

(5) ちなみに、地公法36条は「職員は、…次に掲げる政治的行為をしてはならない」としています。しかし、職員組合は団体であり職員とは異なりますので、職員組合は地公法36条2項の制限の対象ではありません。この点は、かなり古いですが、職員団体の活動に対する照会に対し、昭和26年3月13日公務員課長回答で次の通り回答されています。

一 団体自体の意志及び実現行為と当該構成員である職員自体の意志及びその実現行為とは一応

別個のものであり、前者については地方公務員法第36条第1項及び第2項の関知するところではない。従つて、前者については、それが「同時に職員自体の行為となるものである場合」に限り、一定の制限を受けるものである。

なお、「勧誘運動」とは、相当多数の者を対象として、組織的計画的に、彼等に投票する決意又は投票しない決意をさせるよう促す行為をいうものであるから、これを基準として個々の具体的事例について判断されたい。

そこで、組合としては元執行委員長の推薦を組合大会で決定し、その具体的取り組みについても執行委員会決定し、それらを大会議事録、執行委員会議事録に記録してにおいて、組合の活動は役員個人レベルのものではないこと、すなわち組合という団体としての選挙活動であることを明らかにしておくべきでしょう。

## 結論

このようにして、公選法および地公法36条で地方公務員の選挙活動は一部制限されていますが、その範囲はかなり限られています。このことは公選法および地公法36条をよく知ることによつて理解できるでしょう。貴組合の取り組みは公選法にも地公法36条にも違反しません。そして、相談いただいた「ある議員」を説得することもできるでしょう。



開墾地  
グレゴリー・ケズナジャット(著)  
講談社

### 国と国のはざままで生きる友に想いを馳せて

友だちにアフガニスタン出身の子がいる。高校のクラスメートで、出会ってから30年以上が経つ。腰が隠れるほどのロングヘア、エキゾチックな顔立ちが当時は大人びて見えたけれど、目があうと笑顔を返してくれて、好奇心にあふれた頑張り屋だった。来日して長くはないのに、日本語は完璧で古典も得意だった。英語も堪能で、卒業後はアメリカの大学に進学した。

私たちは、エメールで近況を報告しあった。家族のこと、友だちのこと、就職してからは仕事のこと、新しい家族ができること。いろいろなことを話してきたけれど、彼女が生まれ育ったアフガンでの生活について語りあったことがない。紛争が激しくなったから日本にやってきたと私に教えてくれたのは、彼女のお母さんだ。

「開墾地」の主人公はアメリカで生まれ育ち、日本の大学に留学する青年だ。自身とは母国が異なりイランからアメリカに根を下ろした父親について語っている。ルーツや祖国、言語や文化について考え、そのはざままで揺れ動く心を描いている。日本語、英語、ペルシャ語が題材になっていたので、その言葉の話す友だちに想いを馳せた。読み終えた後、美しい装丁に目を凝らした。3枚の葛の写真が並んでいる意味に気付いて泣いた。

森田 聡子(自治労文芸会議幹事・東海地連)



地域主権という希望  
岸本 聡子(著)  
大月書店

### 「恐れぬ自治体」が生み出す正義と希望

2022年6月19日投票の東京・杉並区長選挙で、当時の現職を187票という僅差で下した現女性区長・岸本聡子さんの著書。オランダに拠点を置く国際NGOに長年勤務し、公共サービスの民営化・再公営化を研究し日本に紹介してきた彼女が、区長選に立つ前に執筆した連載寄稿記事をベースに構成される。ヨーロッパでは今、「ミニシパリズム」という動きが勃興しつつある。日本語に訳せば「地域主権主義」とでも言うのであろうか。住民が主体となって、住宅、エネルギー・水道、ごみ収集、学校給食などの公共サービスを、民間資本と市場の手から自治体の手に取り戻す新しい流れが生まれ、世界に広がっているのだ。

スペインのバルセロナ市は公営電力会社を設立。ドイツのベルリン市は大手不動産会社から賃貸住宅を買い上げて低家賃の市営住宅を供給している。南米でもアルゼンチンのロサリオ市が、酪農家・都市住民・協同組合のネットワークで巨大スーパーマーケットに対抗して安価で良質な肉・乳製品を提供している。

これらの自治体は、(中央政府やグローバル資本を)「恐れぬ自治体」と自称する国際ネットワークを形成している。深刻化する気候危機、新自由主義のもとで分断が進む社会、時代錯誤の軍事力強化。私たちは、もう待てない。自治体から、変革の波を起していこう。本書は、その勇気と確信を与えてくれる。

和久井 孝昭(自治労文芸会議事務局・自治労本部)

### 編集部より本のご紹介です

一つは鴻上尚史さんの『「空気」と「世間」』。もう一つは近内悠太さんの『世界は贈与でできている』です。職場や組合活動の場で、もしかしたら感じている違和感。時には息苦しさを伴うものであっても、「割り切って」やり過ごすこともあるかもしれません。演出家の鴻上さんは「空気」「世間」というキーワードで、哲学者の近内さんは「贈与」「利他」「エンパシー」などのキーワードで、私たちの可動域を制限するものの正体などを探究されています。これらの方々が、もしかしたら、あなたと組合活動の新しい「出会い直し」をお手伝いするかもしれません。

### 編集部 発



# キーワード

おもしろい？

Yoshiharu Tsuji



## 編集後記

▼ここ最近続けていることがある。果物や野菜などの皮を干してから捨てることだ。みかん類を好んで食べる私は、毎日一つを消費している。皮を干すといっても、不要になった紙製の包装容器に載せ、室内に置いておくだけ。晴天が続けば、冬場は3日ほど経つとカピカピに乾いている。飲んだ後の茶葉やコーヒーマルも、干してから捨てることにしている。▼水分を保っている食べ物のが「生ごみ」と呼ばれる状態になると、急に気持ち悪いものを感じてしまうのはなぜだろうか。可燃ごみの日。軽くなり、香りも感じられなくなったみかんなどの皮を、悪くはない気持ちで袋に詰め、集積所に出す。▼ごみを燃やすには、エネルギーと費用がかかる。水分が蒸発しているから、焼却時に少しは燃えやすくなるだろうか。これが今の私にとって、ごみを出す上でのせめてもの罪滅ぼしだと思っている。▼これから夏場にむけて湿度もあがる。室内では乾かないだろうから、干し野菜をつくるように外にでも吊るそうか。理想はコンポストを使いたいところだが、訳あって今はできない。▼私の将来の夢、というより理想は、近所に小さな畑を借りて身近な野菜を育てることだ。加えてコンポストで分解された生ごみを畑に還元できたら、もっと良いな。心を軽くするために知恵をしまりたい。(九)

自治体職員の交通事故に力を発揮する

# じちろうマイカー共済

自動車総合補償共済

まさか自分が、  
**事故を**  
起こすなんて…



## 交通事故で、まさかの失職!

公務員は交通事故を起こしたことで、失職することがあります。それは分限免職とは違います。一瞬の不注意であっても、過失の罪を問われて職を失うのです。

**この場合、懲戒免職と同様に、**

**退職金は支払われない場合がほとんどです。**

このような事態を防ぐためにも、**じちろうマイカー共済を!**

こくみん共済 **〈全労済〉** 全国労働者共済生活協同組合連合会

**自治労共済** 推進本部  
全日本自治体労働者共済生活協同組合

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地(先)の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

ご不明な点があれば、まずは所属の組合にご連絡ください。